

2026年2月26日

株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の社債権者 各位

株式会社日新  
代表取締役社長 筒井 雅洋

### 社債権者集会決議認可公告

2026年2月12日（木）午前10時開催の株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP367440AQ82）（以下「本社債」といいます。）の社債権者集会における下記決議について、同年2月18日付で、裁判所の認可決定（横浜地方裁判所令和8年（ヒ）第12号社債権者集会決議認可申立事件に係る横浜地方裁判所第3民事部令和8年2月18日決定）がありましたので、会社法735条の規定により公告いたします。

記

本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

（下線は変更部分）

変更前	変更後
6. 償還価額 各社債の金額100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還価額 各社債の金額100円につき金 <u>101.35391</u> 円
10. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、 <u>2027</u> 年 <u>8</u> 月 <u>27</u> 日にその総額を償還する。	10. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、 <u>2026</u> 年 <u>3</u> 月 <u>25</u> 日にその総額を償還する。
11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025</u> 年2月27日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月27日および8月27日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。  (以下省略)	11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025</u> 年2月27日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月27日および8月27日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2026</u> 年2月28日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。  (以下省略)

以上